

都市再生特別措置法の施行期日を定める政令案要綱

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の施行期日を平成十四年六月一日とすること。

政令第 号

都市再生特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法の施行期日は、平成十四年六月一日とする。

理由

都市再生特別措置法の施行期日を定める必要があるからである。

都市再生特別措置法の施行期日を定める政令案 参照条文

都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。